

2026年度(令和8年度) 就学援助費申請書(兼世帯票)

福山市教育委員会教育長様
(学事課)

年 月 日

申請者(保護者)

住所 福山市

名前
署名又は記名押印

印

連絡先 () -

就学援助を希望するので、次のとおり申請します。

また、世帯状況や所得情報等この申請の審査に必要な事項について取得することに同意します。

認定後は、就学援助費の請求、受領及び過誤払金の返納に関するいっさいの事務を学校長に委任するとともに、学校給食費を市の給食費会計に代理納付する場合があることに同意します。

1 対象児童生徒の状況 (学校毎に申請書を作成してください。)

学校名()					
学年	名前	生年月日	学年	名前	生年月日

2 世帯構成(生計を共にする者全員(前項記入の対象児童生徒を除く。)を記入してください。)

→就学援助制度での「生計を共にする者」については裏面(別紙)をご確認ください。

名前	生年月日	続柄	備考	名前	生年月日	続柄	備考

*世帯員が小・中・義務教育学校に在籍している場合は、備考欄に学校名を記入してください。

*世帯員が高校生等の場合は、備考欄にその旨を記入してください。

3 申請理由(該当する番号をいずれか1つ〇で囲んでください。)

2026年度(令和8年度)において、次のいずれかに該当する場合

- 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた。
- 2 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
➡(「児童扶養手当証書」の写しを添付【有効期限:2026年3月31日は不可】)
- 3 次の徴収猶予・減免等を受けている。(「承認通知書」又は「決定通知書」の写しを添付)
市町村民税の減免、個人事業税又は固定資産税の減免、世帯全員が国民年金保険料の半額以上の免除、国民健康保険税の減免又は徴収猶予、生活福祉資金の貸付のいずれかを受けている。
- 4 自然災害等の理由により経済的に困っている。(「災害証明書」等の写しを添付)
- 5 世帯の所得が教育委員会の定める基準額以下である。(住民税非課税世帯を含む)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
所得基準額	191万円	236万円	279万円	319万円	355万円	403万円	445万円

世帯の所得基準額は目安です。家族構成、年齢等により多少異なります。

*認定審査のため、必ず所得の申告をしてください。申告されない場合は、認定審査ができません。

*この申請書は、通学する学校へ提出してください。

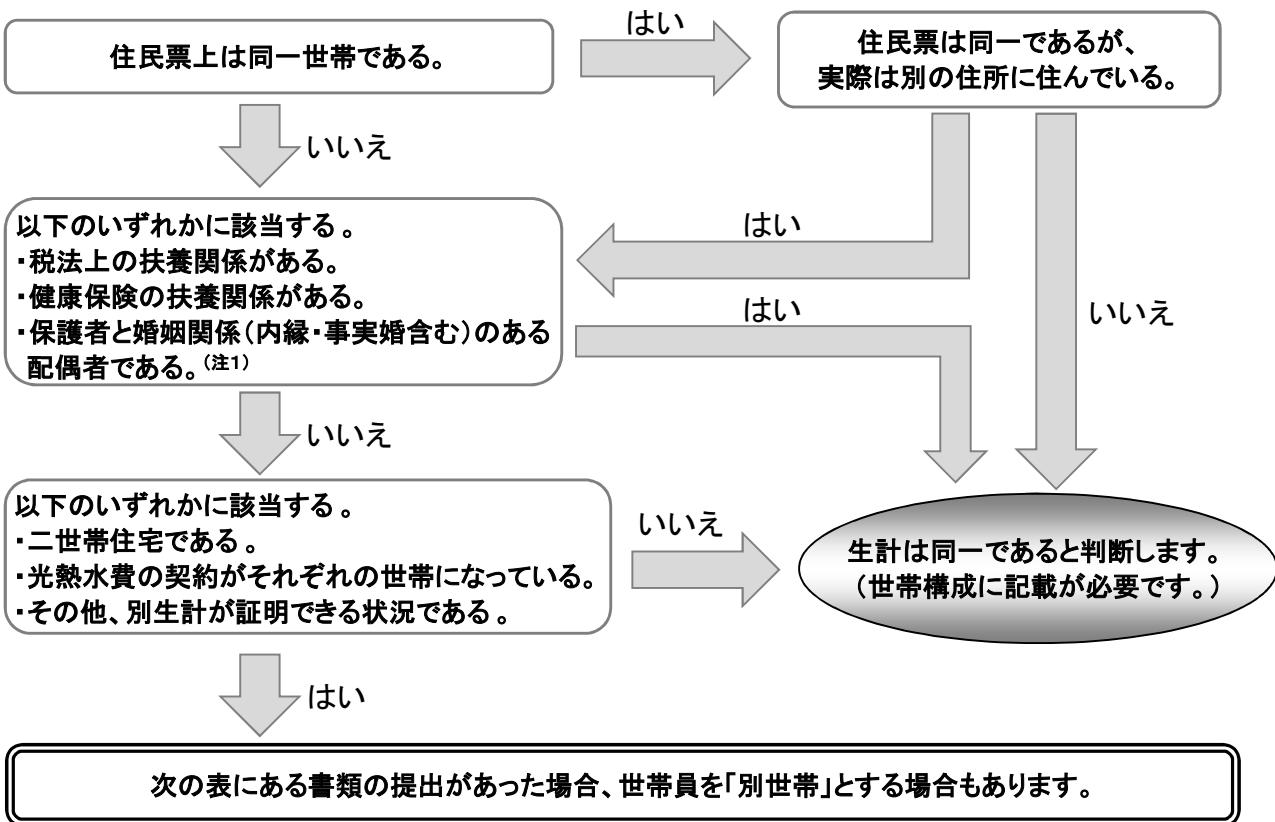
学校長の確認	印	認定の適否	1	認定(月)
			2	不認定
			3	保留(未申告・市外) 月 日まで

教育委員会
受付番号

別紙

「生計を共にする者」の考え方

- 1 住民票上の世帯が同一の場合、原則同一生計として判断します。
- 2 住民票上の世帯が別であっても、生計が同一の場合、世帯員としての記載が必要です。
 - (1) 祖父母等で同じ家に住んでいる方は、原則として同一生計に含みます。
 - (2) 単身赴任等の理由により同じ家には住んでいない保護者も、同一生計に含みます。
 - (3) 税法上の扶養関係がある、または健康保険の扶養関係がある方も、同一生計に含みます。
 - (4) 婚姻関係がある方(内縁・事実婚含む)も、同一生計に含みます。



生計が別と判断することができる場合は、税法上・健康保険上の扶養関係がなく、かつ保護者と婚姻関係がない場合で、以下のような状況を証明する書類を提出した場合です。

世帯の状況の例		添付書類の例
1	二世帯住宅である、または同じ住所だが敷地内の別棟(建物が分かれている。)の建物に住んでいる。	区分所有登記(それぞれの名義で登記)していることが分かることの登記事項証明書(登記簿)などの公的な証明またはそれに準ずるもの(1年以内に発行されたもの)
2	同じ建物だが電気や水道メーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている。	別々に請求されていることが分かることの請求書など(同じ種類の、同じ月のもの。別にしたい世帯分必要です。)※3か月以内に業者によって発行されたもの
3	住民票は同じ住所にあるが、実際は別の住所に住んでいる。	実際に住んでいる場所に届いている消印のある郵便封筒・はがきの写し等(※住所・氏名・日付(3か月以内のもの)が1枚で確認できるもの)
4	その他(生計が完全に独立している長期入院中など)	入院費など本人またはその扶養者の収入から支出されていることが確認できる書類など、事情に応じて生計が別と確認できる書類

※ 証明する書類は、個々の事情によるものがありますので、不明な場合は教育委員会学事課に相談してください。

※ 資料の追加提出を依頼することがあります。

※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。

※ 上記の内容は就学援助費における取扱いです。

(注1)保護者と婚姻関係(内縁・事実婚含む)のある配偶者については、別居をしていても原則同一生計であると判断しますが、離婚予定で別居している場合には、その事実が確認できる書類(「離婚協議(調停)書」、「第三者機関が発行する相談証明」等)の写しを提出いただくことで、生計が別と判断できる場合があります。